

電通過労自殺問題 学習会レジュメ ～「上限なき労働時間」が可能となった驚くべき理由～

【1】「電通過労自殺」問題の概要

- * 当該の高橋まつりさん（当時24歳）は母子家庭育ちで、東京大学に入学。卒業後、電通に2015年4月に就職し、半年の試用期間を経て10月に本採用
- * 2015年12月25日、電通の社員寮屋上から高橋さんが投身自殺
- * 2016年9月30日、三田労働基準監督署が労働災害を認定。15年10月の残業時間が105時間、11月は130時間であることが認められた。Twitterの内容なども注目（参照：左下の画像）され、社会問題化
- * また、彼女は100時間を超える残業をしていたにも関わらず「月70時間を超えて残業してはならない」という規定を守るために、「69.9時間」「69.5時間」と残業時間を報告していた
- * 10月14日、東京労働局による電通本社への一斉立ち入り検査→11月7日、東京本社および全国の支社に強制捜査

高橋まつりさんのSNS上の書き込みや友人とのやり取り ※いずれも昨年	
10月13日	「休日返上で作った資料をボロくそに言われた もう体も心もズタズタだ」
14日	「眠りたい以外の感情を失った」
21日	「もう4時だ 体が震えるよ… しぬ もう無理そう。つかれた」
11月3日	「生きているために働いているのか、働くために生きているのか分からなくなってからが人生」
5日	「土日出勤しなければならないことがまた決定し、本気で死んでしまいたい」
10日	「毎日次の日が来るのが怖くてねられない」
12日	「がんばれると思ってたのに予想外に早くつぶれてしまって自己嫌悪だな」
18日	「毎朝起きたくない?」「失踪したくない?」
12月9日	「はたらきたくない 1日の睡眠時間2時間はレベル高すぎる」
17日	「死ぬ前に送る遺書メールのCC（※注 同時送信する相手）に誰を入れるのがベストな布陣を考えてた」
20日	「男性上司から女子力がないと言われるの、笑いを取るためのいじりだとしても我慢の限界である」「鬱だ」
25日に自殺	

※他にも「（午前4時6分や午前5時39分などの早朝時間帯に）今から帰宅」というツイートが複数、「私の仕事や名前には価値がないのに、若い女の子だから手伝ってもらえた仕事。聞いてもらえた悩み。許してもらえたミス。程度の差はあれど、見返りを要求されるのは避けて通れないんだと知る」という深刻なセクハラを受けていたことの示唆まである。一方、「退職するときに裁判やるためにツイッターやってるまである」というツイートもある。

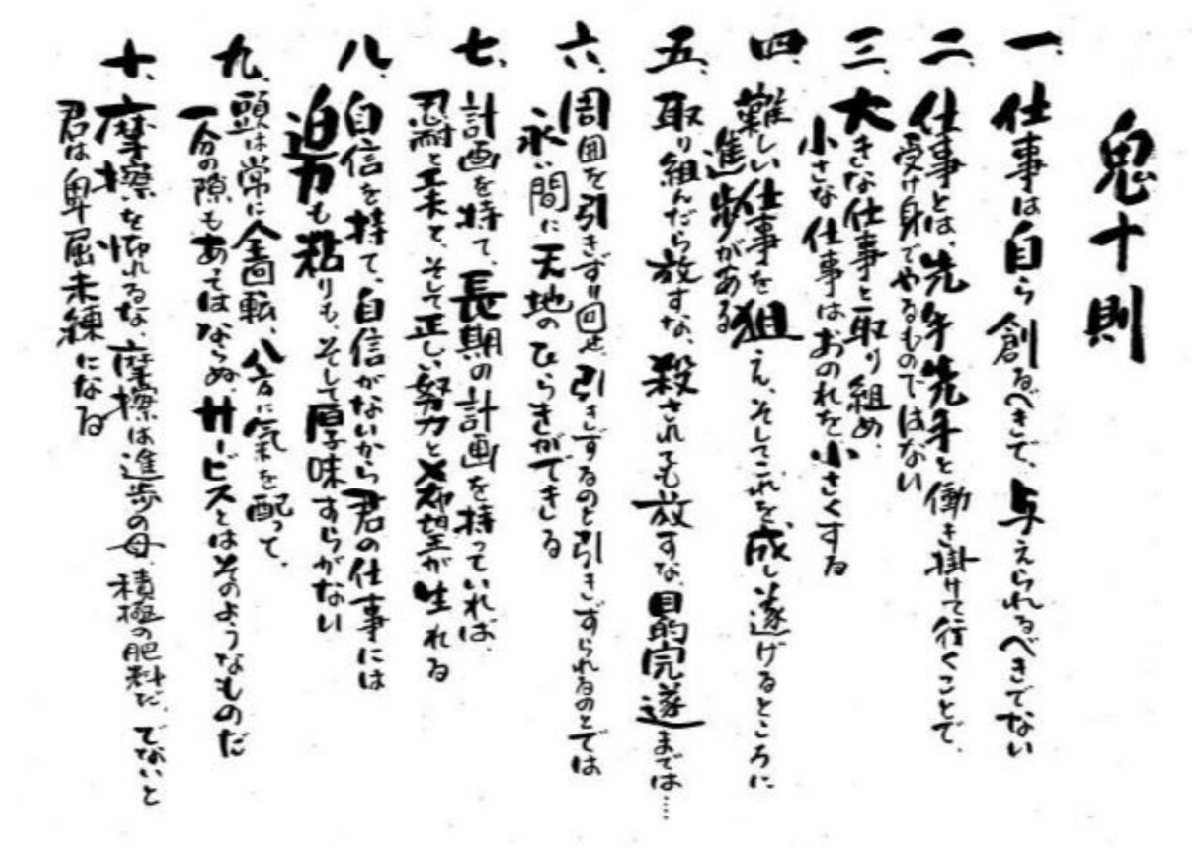


【2】巨大広告会社「電通」について

（1）現状と歴史

- * 広告代理店として単体では世界で最大（グループとしては5位）。連結売上高は2008年末には2兆円を超えていた（2009年以降はインターネットに押されて不振）
- * 国内2位の博報堂の約2倍、3位のADKの約4倍、日本最大の広告代理店（「広告界のガリバー」）

- ※その圧倒的なシェアゆえ、寡占が問題視。 2005年に公正取引委員会が調査し、「寡占化が進行しており、公平性、透明性の確保が必要」という報告をしている
- * 2007年から3回にわたり、仕事と育児を両立しやすい「子育てサポート企業」認定→今回の事件を受け、辞退する旨を発表
- * スタジオジブリ作品では「天空の城ラピュタ」以降は基本的にすべて、ウルトラマンシリーズならメビウスやゼロなど、最近のものにはだいたい関わっている
- * 1984年ロサンゼルスオリンピックよりスポーツイベントに本格参入し、この分野での業務拡大が大きい。2002年のFIFAワールドカップなども担当
- * 初代社長・光永星郎が1901年に設立した「日本広告」と同じく光永が1907年に設立したニュース通信社「日本電報通信社」が合併したものが前身。1936年、国策によりニュース通信部門を同盟通信社に譲渡し、広告代理店専業へ。準特務機関として戦争推進のプロパガンダを担った。→1947年、当時の社長・上田碩三は戦犯としてGHQにより公職追放。後任の吉田秀雄は15年以上社長職を務め、社則「鬼十則」（参照：右下の画像）を作るなど電通の発展を築いた人物として有名
- * 政財界・芸能界等の有力者子弟を社員として多く採用している（「コネツ」 という蔑称がある）→特に自民党との関係が深く、自民党の広報や首相の演説の台本なども作っているといわれる。「アベノミクス」の名付け親も電通だといわれている。 ※あくまでOBなどからの噂ではあるが・・・
- * 戦前から、毎年新入社員で「電通富士登山」が行われる伝統がある



（２）電通をめぐる不祥事

＊パナマ文書（今年４月、世界的な脱税問題を暴露した文書）に名前（「DENTSU SECURITIES INC」。電通の英語名は「DENTSU INC」）が載っていることが発覚

※電通自身は否定し、朝日新聞も「風評被害」と断定。政府は「調査しない」

＊オリンピック委員会への賄賂。オリンピック招致委員会がシンガポールのコンサルタント会社「ブラック・タイディング」社に200万ユーロ（約２億４千万円）の契約料を払い、その会社は消失。「ブラック～」社のコンサルタントは電通のヨーロッパにある子会社のコンサルタントでもあり、その関係を通じて契約が行なわれた

※招致委員会は「違法性はない」「国際的にはこの額が相場」、電通は関係そのものを否定

＊田原総一郎氏の経験。テレビ東京時代に原発問題を取材、原発推進の市民運動の裏に電通がいることがわかり、記事にしようとした際に「執筆をやめるか、会社を辞めるか」を迫られた。結果として田原氏は会社を辞めてフリーのジャーナリストへ

☆特に長時間労働をめぐる

＊度重なる労働基準監督署からの是正勧告。2010年には中部支社、2014年には関西支社、2015年には東京本社と子会社の電通九州が、それぞれ各地元労働基準監督署から違法な長時間労働が続いているとして勧告

＊一連の事件と社会問題化のなかで、2013年に病死した本社勤務の男性社員の死も長時間労働に原因があることが認定

(パナマ文書に載っていた日本の大企業一覧)

電通 パージン諸島 (スイス銀行口座経由)	東京電力 パージン諸島 (スイス銀行口座経由)
JAL パージン諸島	住友金属工業 パージン諸島
住友林業 パージン諸島	ドワンゴ ケイマン諸島
NTTドコモ パージン諸島	楽天ストラテジックパートナーズ ケイマン諸島
ライブドア パージン諸島	ソフトバンク パージン諸島
オリックス (ファンド) パージン諸島 モナコ	野村証券 ニウエ (2015年まで国文なしの新興税回避地)
大和証券 パージン諸島	日興証券 パージン諸島
東京海上 ケイマン諸島	日商岩井 パージン諸島
三菱商事 パージン諸島	伊藤忠商事 パージン諸島
丸紅 ラブアン (マレーシアの租税回避地)	豊田通商 パージン諸島
大日本印刷 ケイマン諸島	日本製紙 ケイマン諸島
商船三井 パージン諸島	バンダイ パージン諸島 ケイマン諸島
ドリームインキュベータ ケイマン諸島	セコム パージン諸島
東洋エンジニアリング パージン諸島	JAFCO パージン諸島 ケイマン諸島
ファストリテイリング (シンガポール)	J X パージン諸島

【３】「過労死」と労働基準法

（１）「過労死」について

＊定義。過労が原因となって心臓や脳などに異常をきたして死亡する、またはうつ病などの精神的な病から自殺（過労自殺）した場合をいう。

→現実的には、労働基準監督署が「認定」したものだけが「過労死」であり、残された家族・友人の努力と決意なしには存在そのものを認められない。

※たとえば、10月７日付厚労省発表「過労死等防止対策白書」によれば、

・「勤務問題」を原因とする昨年の自殺者は2159人

・労災の申請件数は同年で脳・心臓疾患等795件、認定は251 件（うち死亡96 件）

・精神障害の請求件数は1515 件、認定は472件（うち未遂を含む自殺93 件）

→認定されている過労死は189件

となっている。しかも、上記の2159人の自殺者統計は警察資料をまとめたもので明白な遺書・証言などがなければいけないのでデータとしてあまりにも不十分である。また、ここに含んでいないデータで公務員の労災があるが、これは申請・認定ともに極めて少ない。

＊「過労」の定義。パワハラ・セクハラなどの精神的要素も大きく含むので明白な定義はないが、ひとつの目安として「2ヶ月～半年以上にわたって月80時間を超える時間外労働（残業）」が過労死ラインと呼ばれる。つまり、月240時間にわたって労働に拘束される状態（１日あたり12時間）である。

※前述の「過労死等防止対策白書」によれば、１カ月の残業時間が80時間を超えた正社員がいる企業は22.7%に上ると指摘されている

（２）時間外労働（残業）と労働基準法

◇「時間外・休日労働に関する協定届け」＝「36協定」について

労働基準法36条は「労働者に法定労働時間（１日8時間、週40時間）を超えて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、あらかじめ労働組合もしくは職場代表者と使用者で書面による協定を締結しなければならない」としている。そして、労働時間の延長限度は1ヶ月45時間・年360時間が残業時間の限度とされている。

※この協定での労働組合とは「職場の過半数を組織していること」、「職場代表者」とは「職場内の投票で過半数以上の票を得た労働者」

⇒つまり、法律上は労働者を１秒でも残業させる場合、職場の過半数を超える賛同が消極的な形であれ存在する必要がある。

しかし、ここには例外がある。繁忙期や突然の受注の集中などを想定して、6ヶ月以内の期間を設けて特別条項を労使で合意することができる。その場合は上限は存在しない。

（３）「上限なき労働時間」が可能となった理由。企業と腐敗した労働組合の協力
電通の場合は月の残業上限は「70時間」だった。つまり、36協定の例外規定を悪用して例外ではなく恒常的な脱法行為が行なわれていた。そしてこれは電通個別の問題ではない。

たとえば、2015年厚労省「三六協定・特別条項付三六協定の締結状況」によれば、

締結：大企業で94.0%、中小企業で43.4%、全体で55.2%

特別条項付：大企業62.3%、中小企業26.0%、全体で40.5%

「36協定」の締結は、企業側が勝手にやることはできない。労働組合との合意がなければ不可能である。

⇒つまり、「上限なき労働時間」が可能となっている不可欠の要素として「労働組合の協力」が明確に存在している。

＊2015年度電通「有価証券報告書」（16年３月）より

当社の労働組合は、電通労働組合と称し、全国広告関連労働組合協議会に属し、組合員数3,435人です。また、一部の連結子会社には、各社労働組合が組織されており、組合員数は計2,754人です。なお、労使関係は円滑で特記事項はありません。

→高橋さんが過労自殺に追い込まれるほどの長時間労働が常態化し、自らが交渉して合意した「原則の上限（45時間）を超えた労働時間の上限（70時間）」が踏みにじられているときにも「円滑」！

仮に、高橋さんが意を決して闘おうと思ったとして、彼女が相談すべき場所があったのか。

＊厚労省「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」より

特別条項付36協定の一ヶ月平均 大企業：79時間44分、中小企業：75時間13分、全体：77時間52分

→むしろ電通は、この場合の全体平均からみれば「ホワイト」である。

※「長時間労働との決別は簡単ではない。「顧客から頼まれたら断れない」。電通社員の言い分は多くの企業も抱える悩みだ」（『東京新聞』16年11月3日）・・・夜間労働があるから24時間営業のコンビニが成り立つように、全産業的な構造が背景にある。

○ちなみに、高橋さんの過労死を受けての電通の対応

①労使協定で決まっていた月の残業時間を「70時間→65時間」へ

②夜22時～朝5時までは会社の電気を完全消灯

→①が数字の問題でないのは明らか。結局、残業の申請時間をごまかすよう要請され、労働組合は見てみぬふりである。②については論外。夜10時や、朝の6時に当たり前のように職場に人がいるだけでも異常である。

【4】真実は現場にある。職場・キャンパスからの労働運動・学生運動の復活を！

（1）政府・資本（企業）の側の「長時間労働対応策」

①労働基準法の改定→「36協定」の特別条項に「労働時間の上限」を追加

②（①を前提とした）解雇規制の緩和・職業訓練の拡充

③副業の解禁とそのためのガイドライン制定

④労働時間による評価から、成果による評価へ

＊政府「働き方実現会議」についての安倍首相の発言（第一回冒頭）より

「1番目に、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善。2番目に、賃金引き上げと労働生産性の向上。3番目に、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正。4番目に、雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題。5番目に、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方。6番目に、働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備。7番目に、高齢者の就業促進。8番目に、病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立。9番目に、外国人材の受入れの問題」

＊10月27日フジテレビ・『ホウドウキョク』人事コンサルタント・城繁幸氏の発言より

「残業時間の上限を作り・・・45時間以上必要なほどに忙しいならば人を雇う。そして、暇になった

ら解雇してもいいとする。長時間労働を許して雇用を守るよりも、人の命を守った方がいいはずです。終身雇用を守るために残業が青天井になり、その先に「過労死」があるのです」

「テレワークについては大きな可能性を秘めていると思いますね。これだけITが進んだ今、どこで仕事するかについてのしがらみは減っています。でも、日本では浸透してこなかった・・・これまで時間に対する評価に偏重してきたため、成果に対して評価する機能が弱く、そこを変えていかないといいけません」

※テレワーク：ITを利用して、自宅や会社以外の場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態

⇒一見、多岐にわたる方策がとられているように見える。だが、ここには重要な視点が抜け落ちている。それは現場で、実際に労働者を襲う理不尽がどこにあるのか、ということだ。

テレワークの例などはいかにも合理的なようだが、「一人の労働者にどれだけの業務を任せるか」を決めるのは企業の側であり、「評価するのは誰か」という点も同様である。多すぎる仕事をノルマとして課されてしまえばどうしようもない。「非正規職」が当初「フリーター」「新しい働き方」ともてはやされ、その10年後に「ワーキングプア」と呼ばれたことを思い出すべきだろう。

また、派遣労働の拡大や実質賃金の低下により、ダブルジョブ・トリプルジョブといった事例も増えており、個々の仕事が4時間であっても複数の企業で働いていれば、当然ながら本当の労働時間はわからなくなってしまう。「副業の解禁」とは、今まで例外だったダブルジョブの広範化であり、「ダブルジョブを認めてやるから、簡単に解雇させろ」という財界の要求にすぎず、「長時間労働を個別企業単位ではなくす」ということでしかない。「基本給だけでは暮らせないから残業させてくれ」という一部労働者の切実な要求を逆手にとった卑劣な方法である。

今国会でも審議されている「高度プロフェッショナル制度」（いわゆる「残業代ゼロ法案」）の導入と合わせ、結局起きることは、今までの「サービス残業」の合法化および「残業という概念そのものの廃止」＋解雇の自由化ということにすぎない。

電通の例に象徴的に表れているように、長時間労働―過労死問題は、企業と腐敗した労働組合の協力によって、あらゆる抵抗の道が閉ざされている状況が生み出した闇の一部だった。

ここで一言だけつけ加えておきたい。

☆「時間制賃金」は労働者の長年にわたる闘争の結果生み出された、あらゆる権利の基礎。今行なわれようとしている「働き方改革」の核心はこの解体にあるということ

マルクス『資本論』1巻第8章：労働日より「自分たちと同族とを死と奴隷状態とに売り渡すことを妨げる一つの国法を、超強力な社会的障害物を、強要しなければならない。「売り渡すことのできないはでな人権」の派手な目録に代わって・・・法律によって制限された労働日という地味な大憲章が現れて、それは「ついに、労働者が売り渡す時間はいつ終わるのか、また、彼自身のものである時間はいつ始まるのか、ということをはっきりさせる」のである」

→政治・社会運動に学習・参加する時間、人間として生きる時間、それらは実際には「労働時間を制限する」ことによって確保され、紙に書かれているだけの「人権」は無力であったという、重い歴史

の総括がここにある。

（２）職場・キャンパス―現場から闘う労働運動・学生運動の復活を！

2015年厚労省発表データによれば日本の労組組織率は988万2千人、17・4%。日本の最大労組・連合（日本労働組合総連合会）は689万1千人を組織しており、単純に考えれば労働者の10人に1人以上はこの組合員ということになる。先進国においてもこの数は多いほうである。一方、「日本税制研究所」によれば、2015年の労働争議は425件、比較可能な1957年以降最も少なかった。うち、ストライキなどの争議行為が発生したのは86件、「半日以上のストライキ」に絞ればわずか39件である。

日本の労働運動の現実は、36協定と過労死をめぐる状況に最悪の形で示されている。「過労死」という言葉が生まれてから約30年、「ワーキングプア」という言葉が生まれてから約15年、「ブラック企業」という言葉が生まれてから約5年・・・。

大学に目を向ければ、法政大学や京都大学、沖縄大学で典型的に表れているように、「戦争反対」「基地反対」を訴える教授たちが学生運動の弾圧に手を貸している現状がある。学生を追い込む「就活キャンペーン」の成功もまた、大学の協力なしにはありえない。少なくとも学生生活の4年目を就職活動に捧げることを許しているのは大学である。

今こそ闘う労働運動・学生運動の復活を！ 鉄道の労働組合である動労千葉や動労水戸は、戦後最大の労働運動つぶしであった国鉄分割・民営化に唯一ストライキで立ち向かい、1047名解雇撤回を30年以上にわたって貫いて闘ってきた。まだまだ小さいが、その周りに新たな労働運動の芽が生まれている。私たち学生はほとんどが労働者の家族であるし、労働者に近い状況に置かれている中小零細業者や農民・漁民などの市民はたくさんいる。良心ある市民は闘う労働組合の周りに集まり、共に闘いを開始しよう！

韓国では、この間報道されているとおり21世紀最大規模のデモがまきおこり、本日（11月30日）は全民衆が参加する「民衆ゼネスト」が敢行され、労働法制の改悪・軍事強化を進めてきたパククネ政権は打倒された。その中心には、この数年間幾度もゼネラルストライキを組織して闘ってきた労働組合・民主労総（全国民主労働組合総連盟）の存在がある。アメリカでも、トランプ大統領の誕生を大きなきっかけとして「労働者を代表する政党」が必要だ、という声がますます大きくなっている。学生は集団で授業放棄（ストライキ）に立ち上がり、街頭で労働者と共にデモにでている。

世界は変わりつつある。日本からも、韓国やアメリカの労働者民衆と連帯して労働運動・学生運動の復活へ進もう！

☆京大・反戦ストライキ処分撤回署名を集めよう！

☆12月11日：全学連拡大中央委員会―12月12日：京大デモに集まろう！

☆12・10常磐線延伸阻止闘争に連帯を！

☆12・4三里塚緊急現地闘争に集まろう！

☆闘う労働運動の政治新聞『前進』を読もう！